

事務連絡
令和 8 年 6 月 25 日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）
各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター所管部（局）

御中

厚生労働省医政局総務課
内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の
運営にかかる協力依頼について

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（以下「センター」という。）について、「第 6 次男女共同参画基本計画」及び「第 5 次犯罪被害者等基本計画」に基づき、都道府県等による設置・運営を推進しており、現在 47 都道府県に 52 センターが整備されているところですが、被害者支援の充実を図る観点から、センターの支援の質の向上が求められております。

つきましては、センター設置の趣旨を御理解いただき、医療的支援を含めた被害者支援の更なる充実を図る観点から、両部局間の連携を図りながら下記施策への御協力をお願いします。

記

1. センターにかかるリーフレットの周知・配布について

別添 1 のとおり、医療機関向けにセンターを紹介したリーフレットを作成しております。医療機関の皆様においてセンターについて広く理解していただき、受診者の性被害に気付いた場合にはセンターに御紹介いただけるよう、簡潔にまとめた内容となっておりますので、管下医療機関への周知・配布をお願いいたします。

【A4 裏表版（PDF 形式）】

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/leaflet_2024_02.pdf

【3つ折版（PDF 形式）】

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/leaflet_2024_01.pdf

印刷物を御希望の場合は、下段記載の申込フォームに御記入の上、御送信ください。なお、送料の御負担はございません。

2. 全国共通番号#8891 マグネットシートの周知・配布について

別添2のとおり、医療機関向けにワンストップ支援センターの全国共通番号#8891 を記載したマグネットシートを作成いたしました。こちらは、医療機関の皆様において、常時デスクやキャビネット等に貼付いただき、受診者の性被害に気付いた場合にはセンターを御紹介いただくことができるよう、作成したものです。管下医療機関への周知をお願いいたします。

マグネットシートを御希望の場合は、下段記載の申込フォームに御記入の上、御送信ください。なお、送料の御負担はございません。

3. 衛生主管部局とセンター所管部局との連携について

各都道府県のセンター所管部局は、必ずしも医療機関にかかる情報やネットワークを有しているとは限らないため、センターの機能強化及び医療的支援の充実にあたっては、両部局間で連携を図ることが重要です。

(1) 衛生主管部局における対応

センター所管部局よりセンターの機能強化や医療機関との連携構築等にかかる相談・協力依頼があった場合には、積極的に関与するとともに、必要に応じ助言、医療機関への照会及び連絡等の対応をお願いします。

(2) センター所管部局における対応

引き続きセンターの支援の質の向上に向けた取組及び検討を進めるとともに、医療機関の更なる協力が必要となる場合には、衛生主管部局の協力を得つつ、連携を図りながら、地域における連携関係の構築、センターへの助言や連絡等の対応をお願いします。

4. 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の活用について

センターの整備・運営にあたっては、内閣府の「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」（別添3参照）が全ての都道府県において活用され

ております。センターと医療機関等との連携強化のための取組、連携・協力する医療機関における支援環境の整備（医療機関への負担金、医師等への謝金等を含む）、医療従事者等への研修等についても交付対象となりますので、センターの機能強化や医療機関との連携にあたっては、当交付金の更なる御活用を御検討くださいますようお願いいたします。

【資料】

別添 1 医療機関向けにセンターを紹介したリーフレット

別添 2 全国共通番号 #8891 のマグネットシート

別添 3 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【リーフレット及びマグネットシートのお申込フォーム】

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0514.html>

※上限（300 部）以上の送付希望は受け付けておりません。なお、在庫には限りがありますので御要望にお応えできない場合もございます。何卒御了承ください。

＜照会先＞

厚生労働省医政局総務課

今井、本橋（内線 4456）

電話：03-5253-1111（代表）

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

西中、久保田、八木（内線 37551、37579）

電話：03-5253-2111（代表）

医療機関のみなさまへ

性暴力の被害者に気付いたら…

ワンストップ支援センターに
ご紹介ください



「性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター」と
医療機関との連携のために
知っていただきたいこと

はじめに

このチラシは、医師や看護師などの医療従事者の方に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について理解を深め、センターと連携して、被害者支援にあたっていただくことを目的としています。

性暴力とは、同意のない性的な行為です

- ・レイプ（膣、肛門、口腔への挿入を伴う被害）、その他の性的接触だけでなく、言葉やインターネットを通じた性暴力もあります。
- ・レイプドラッグなどによる被害もあります。
- ・被害者と加害者の関係性に関わらず、どのような環境でも起こり得ます。



性暴力は、「性犯罪」となる 場合もあります

例えば…

- ☑ 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- ☑ 性的姿態等撮影罪 など



皆様のご理解とご協力が必要です

被害者は

産婦人科

救急科

小児科

泌尿器科

肛門外科

外科

耳鼻咽喉科

精神科

心療内科

受診した方の性被害に気付いたら、
ご本人の同意を得て、ワンストップ
支援センターにご紹介ください。

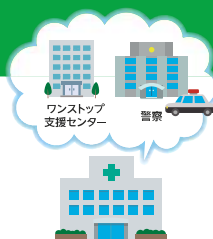
などを受診する可能性があります。

コラム①

「あなたは悪くない」と伝えて下さい

性暴力の被害にあったことは、被害者の責任ではありません。しかし、被害者は、自尊心を傷つけられ、何度も自分を責めたりします。

受診者の性被害に気付いたら、ワンストップ支援センター、警察等への相談を勧めるとともに、医療従事者の皆様から「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。



コラム②

二次被害について

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、さらに傷つけられてしまうことを「二次被害」と言います。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強め、心を閉ざし、治療や相談を中断してしまうことがあります。

二次被害防止の重要性についてご理解頂き、被害者に寄り添ったご対応をお願いします。

思い込みによる
発言の例

露出度の
高い服装を
しているから

本当に嫌なら、
抵抗できたはず

男性なら、
性被害を受ける
わけがない

悪意のない
発言の例

よくあること
だから気にしない
方がいい

もっと自分を
大切に

今後はしっかり
避妊しようね



内閣府
男女共同
参画局



厚生労働省
医政局

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

●自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。 ●医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

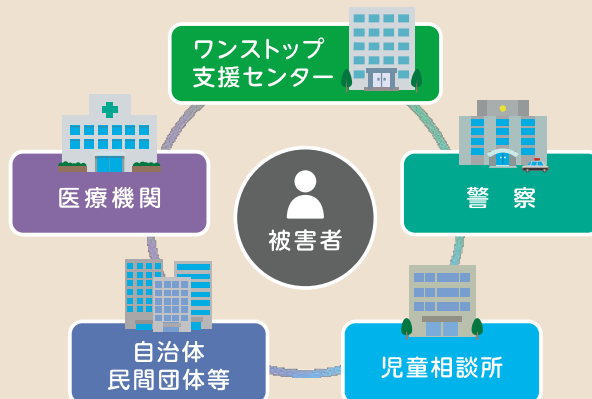
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、こども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ
支援センターが
できること

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います

相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。

同行支援

病院や警察への同行等を行います。

関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性暴力の被害者を診察したら、
ワンストップ支援センターに
ご紹介ください。

被害者に寄り添い、サポートします。

はやくワンストップ
全国共通番号「**#8891**」に
電話すると、最寄りのセンターに
つながります。

(ご相談は匿名でも承ります。)



ワンストップ支援センター全国共通番号

はやくワンストップ

短縮

#8891

ひかり電話

0120-8891-77

通話料無料
24時間365日

内閣府男女共同参画局HP

性犯罪・性暴力とは 内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibounyoku/index.html



内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
03-5253-2111 (代表)



厚生労働省医政局総務課

03-5253-1111 (代表)

マグネットシート(#8891)

W91 mm×55 mmR3mm(名刺サイズ)、厚み 0.8mm



性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和8年度当初予算額 477百万円】

(令和7年度補正予算額 230百万円 令和7年度当初予算額 497百万円)

目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

[交付先] 都道府県、政令指定都市、中核市

[対象経費(交付率)] ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

(1) 相談センターの運営費等(1/2)

①相談センターの運営(相談員等の人件費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組 ※拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

(2) 被害者の医療費等(1/3)

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費等

(3) AV出演被害防止・救済に関する法的支援(全額)

事業スキーム

内閣府

交付金

都道府県等 ※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ AV出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等